

ハローワークからのお知らせ

- 平成27年3月新規高卒者の就職（内定）状況について
- 障害者ミニ就職面接会を開催します。
- 宮城県産業別最低賃金が改正されます

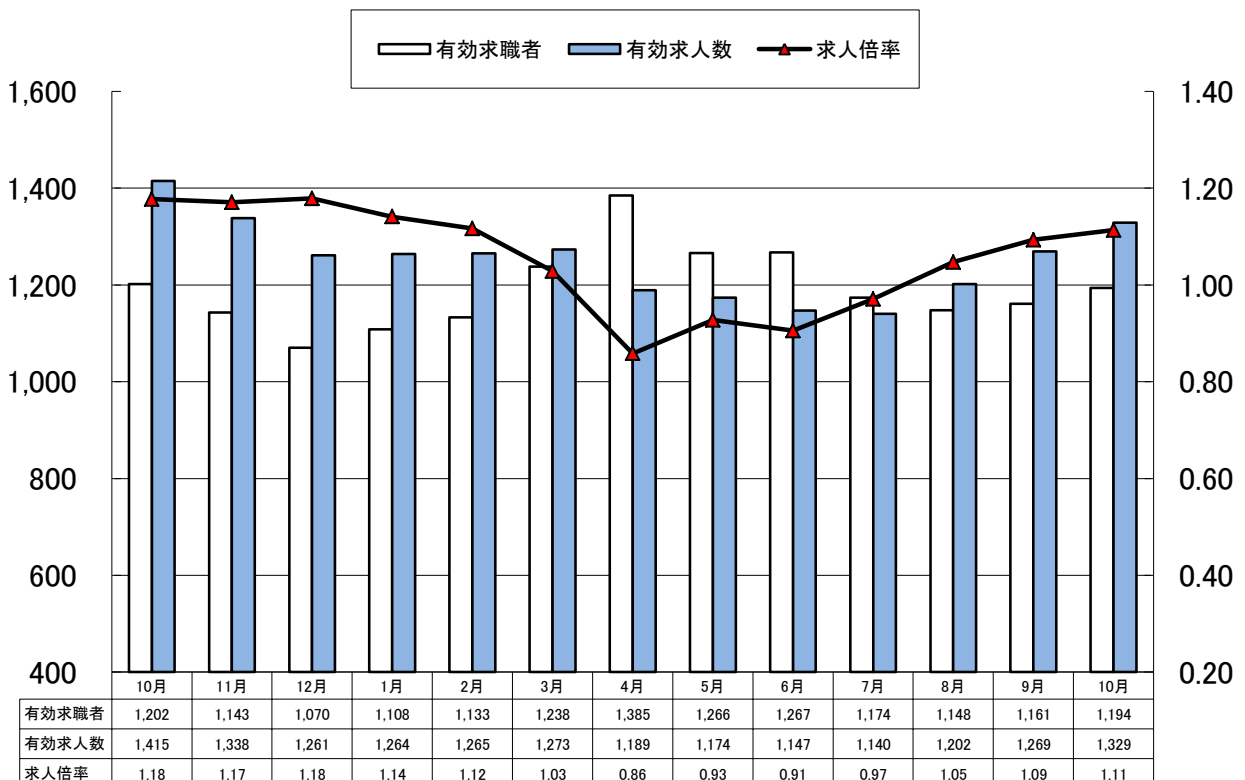
労働市場の動き（10月内容）

ハローワーク築館管内の求人・求職の動向

■10月の有効求人倍率は、1.11倍

有効求職者数は、1,194人、有効求人数は、1,329人

- ・新規求人数は、前月に比べ9.2%増加し、対前年同月比でも0.4%増加しました。
- ・主な産業別でみると対前年同月比では、運輸業、卸売・小売業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業で増加し、建設業、製造業、宿泊業・飲食サービス業で減少しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ12.5%増加し、対前年同月比でも6.1%増加しました。
- ・有効求人倍率は、1.11倍で前月に比べ0.02ポイント増加し、対前年同月では0.07ポイント減少しました。



平成27年3月新規高卒者の求職・就職(内定)の状況について

— 平成26年10月末現在 —

・企業の高い採用意欲を反映し内定率は78.8%に！(前年同月は73.1%)

	求職者数				就職(内定)者数				就職(内定)率(%)			
	合計	管内	県内	県外	合計	管内	県内	県外	合計	管内	県内	県外
計	170	81	68	21	134	56	59	19	78.8	69.1	86.8	90.5
男	75	41	29	5	57	28	24	5	76.0	68.3	82.8	100.0
女	95	40	39	16	77	28	35	14	81.1	70.0	89.7	87.5

障害者の雇用促進に向けて

12月10日(水)、15日(月)に
障害者ミニ就職面接会を開催します。

管内における障害者の雇用状況は、いまだ多くの障害者の方が働く場を求めており、依然として厳しい状況となっております。また、管内民間企業の障害者雇用率は、平成26年6月1日現在で1.61%と法定雇用率(2.0%)を下回り、宮城県の平均(1.74%)にも達していない状況にあります。

こうしたことからハローワークでは、一人でも多くの障害者の方が就職できるようにと障害者ミニ就職面接会を開催します。

事業主の皆様におかれましては、障害者の雇用の促進へのご理解とご協力をお願いします。

宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	25.10.31
	696円	
710円	26.10.16	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)</small> 又は <small>純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</small>	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
	811円		26.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	757円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	25.12.19
	769円		26.12.19
自動車小売業 <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)</small> 、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	763円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	25.12.15
	778円		26.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112



雇用の動き(10月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	333	12.5	6.1
	うち45歳以上	153	33.0	33.0
	有効求職者数	1,194	2.8	▲ 0.7
	うち45歳以上	580	3.9	▲ 0.7
求人関係	新規求人数	547	9.2	0.4
	うち常用	470	2.8	6.6
	有効求人数	1,329	4.7	▲ 6.1
	うち常用	1,197	3.2	0.6
紹介関係	紹介件数	460	10.8	5.5
	うち常用	405	6.9	3.3
就職関係	就職件数	145	5.1	▲ 15.2
	うち常用	127	6.7	▲ 15.9

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	242	28.7	▲ 6.9
	資格喪失者数	300	66.7	14.5
	月末現在被保険者数	16,301	▲ 0.4	0.4

